

- **「中小企業経営強化税制」**について、適用期限を**2年間延長**する。また、**本税制の利便性を向上**させるため、適用の前提となる**計画認定手続を柔軟化**する（例、工業会の証明書の取得と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことにより、手続を迅速化）。
- **「中小企業投資促進税制」**に**「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」**も取り込む形で（不動産業、商店街振興組合等に移管）制度を一本化した上で、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） ⇒延長（2年）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p> <p>経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p> </div> <p style="text-align: right;">※計画認定手続を柔軟化</p>			
	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用 ⇒延長（2年） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加</p>		<p>【商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用 ⇒廃止</p>	

☒ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

(参考 1) 中小企業経営強化税制の延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、**中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資**について、**即時償却又は税額控除（10%）**※のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
- **M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」を追加した上で、適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。） ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

経営資源集約化設備（D類型）

要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

⇒新たな類型として追加